

第3回東京都動物愛護管理審議会会議録

1 日時

平成16年1月20日 火曜日 開会 午後3時00分 閉会 午後3時45分

2 場所

都庁第一本庁舎 42階南側 特別会議室B

3 出席者(敬称略)

委員	会田 保彦	(財)日本動物愛護協会事務局長
	小山 洋子	東京都小学校PTA協議会顧問
	佐藤 志伸	(社)東京都獣医師会理事
会長	関 哲夫	弁護士
	田中 傳	(社)日本愛玩動物協会理事長
	土屋 たかゆき	都議会民主党
	鳩山 太郎	無所属(友愛)
	林 良博	東京大学農学部教授
	山加 朱美	東京都議会自由民主党
	山口 千津子	(社)日本動物福祉協会専門調査員
	大山 恭司	千代田区助役
	斉藤 好平	八王子市助役

4 議事

(1) 答申について

東京都動物愛護推進総合基本計画の策定について

(2) その他

(午後3時05分開会)

齋藤部長より、本審議会委員定数14名、現在のご出席者数は11名で定足数に達している旨を報告。

委員紹介

齋藤部長より、10月6日付けで交代があった委員の紹介。

議事

(1) 答申について

会長 昨年8月に知事から当審議会に諮問がありました、都においては初めてとなります動物行政の将来的な道しるべとすべき「東京都動物愛護推進総合基本計画」について、内容、量ともに大変大きな計画を、実質6カ月というきわめて短期間に、委員の皆様には精力的にご審議をいただき、会長といたしまして心から感謝を申し上げる次第でございます。おかげさまで、計画の原案に対するパブリックコメントの実施以来、マスコミにも取り上げられ、原案の内容は社会の注目を集め、ご意見あるいはご要望が数多く寄せられております。このことは東京を、人にとっても、また動物にとっても調和のとれた快適な都市とすることに対する都民の方々の大きな関心と期待のあらわれかと考えております。さて本日は

答申案につきまして、これまで各委員の方々からいただきましたご意見、パブリックコメントなどを反映して、最終的な答申としてまとめてまいります予定であります。本諮問事項に関する審議会は今後が最後になるかと思っております。この機会に、都の動物行政についてのご意見、ご要望等があれば、本日この場でお聞かせいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これより審議に入りたいと思っております。本日の審議事項は、配布されました次第にありますとおり、まず第1に「答申について」で「東京都動物愛護推進総合基本計画の策定について」、第2が「その他」となっております。まず1の答申につきまして、事務局から、これまでの審議経過及び修正内容の説明をお願いしたいと思います。

<事務局から審議経過及び修正内容の説明>

会長 ただいまの説明内容につきましてご意見等はございますか。

委員 特段の意見ではなくて、むしろ感想と申し上げてよろしいかと思うんですけども、とかく動物愛護の施策の議論といえますと、スケールとかスパンによって、いわゆるミクロ・マクロでとらえるか、長期・短期でとらえるかです。いぶん議論が交錯するものなんですね。そういう意味ですと、今般の「動物愛護推進総合基本計画」は非常によくできているんじゃないかなと思います。特に2点ばかり挙げさせていただきますと、一つが、私はとにかく「ウイルス計画」という名前が気に入っています。Live Together in Harmonyというのは、たとえば10年計画の10年後を見据えても十分に通用する、いいネーミングじゃないかなと思っております。もう1点は、昨今世間を騒がせておりますけれども、旬な話題と言っているのかどうか、ニワトリのインフルエンザとか、鯉ヘルペスとか、SARSとか、いろんな動物感染症の問題が騒がしくなっておりますけれども、今回の総合基本計画には、そういう感染症法に関する対応にも触れられておりますし、もう1点、動物取扱業に関しまして、指導と啓発という意味で具体的な指摘がされてきたんじゃないかなと思っております。その2点を踏まえまして、私は個人的に、事務局の皆さん大変ご努力なさって、いいものができたなと思っております。

会長 ほかにご意見ございますか。

委員 私、いまおっしゃったようなことと重複することですが、まず、この計画自体に対しては、一都民として非常に高い関心と期待を寄せておりました。スケジュール的なこともありますが、パブリックコメントをいただきましたときに、パブリックコメントが、私がこの会に一都民として出させていただいたところの関心と大方同じことだと思えました。皆さん同じことを考えていらっしゃるんだなと思えました。中でも、動物取扱業者に対する対応とか、いままでいろいろなことを、行政とか専門的な方たちに大きなことをゆだねてきたけれども、むしろ私たち都民一人ひとりが、こういったことを計画したらば実行していくその主体者になるのではないかということが、このパブリックコメントに寄せられていて、その意見が非常に大きく、この計画に反映されていたというのが実感でございます。ここで、私は個人的な意見ですが、先ほどおっしゃったんですが、「ウイルスプラン」というこの言葉がすごくいいなと思っております。この中で、特に今回、この計画が東京都らしいなというところで特徴が出せたと思っておりますことは、まず具体的な計画がキチッと盛り込まれていて、それに対する数値目標が課せられているということ。そして、さらにそれが計画倒れにならず、キチッと計画が実施されているかどうかということを定期的に検証することも、この計画に盛り込まれていることは大変高い評価を得られるのではないかなと思っております。

会長 いまお二人からご意見をいただきましたが、そのほかに何かご意見ございますか。ほかにないようでしたら、「東京都動物愛護推進総合基本計画の策定について(答申)」についてお諮りいたします。お手元の最終答申案は、パブリックコメントをはじめとして、審議会委

員の意見、要望を極力反映させていただき、本日までに事前調整の上、委員の皆様方にご了解をいただいたものと理解しております。そこで、本答申案はこの案のとおりに決定することについてご異議はございませんか。

< 異議なし」と声あり >

会長 どうもありがとうございました。つきまして、「東京都動物愛護推進総合基本計画の策定について(答申)」は答申案のとおり決定いたします。

(2) その他

会長 本日2番目の議事の「その他」ということですが、せっかくの機会でございますので、この会議での審議を通じて感じられたこととか、あるいは今回の答申以外に、今後の都の動物行政のあり方等についてご意見、ご要望などがありましたら、ぜひお話をいただきたいと存じます。

委員 きょう答申が出たわけですが、その中で幾つか、今後の課題として、動物取扱業者は、私は最終的には許可制が好ましいと思うんですね。犬・ねこの展示販売も将来は見直しをすべきじゃないかなと。課題ですけれども、メモで出して、文言では入らなかったんですけども、精神としては入っているんでしょうけれども、「生命の尊重と生態系の保全」という言葉を先々入れていくべきじゃないか。全体を読んでみますと、生態系の保全につながるようなことが幾つか出ているんですけども、かなり生態系も破壊をされているというか、大変な状態になっているのは事実なので、これは将来の課題の中で。また、一つ大切なのは、この答申プランを生かして、行政のほうで細かな施策が提案されると思うので、非常にうまくこの精神を生かしているんな行政施策が出てくるといいんじゃないかなと思いますので、これは要望でございますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

委員 いまおっしゃいました動物取扱業を、将来に向けて許可制に、それから、展示販売をヨーロッパ並みに、あそこにいること自体が多大なストレスを動物にかけると思っておりますので、同じ意見でございます。それと、この文書の中にも、いままでの都の施設をシェルターにという言葉も入っておりますけれども、これからは日本型シェルターという形で、官民一体となったシェルターを、現在、施設は一応あるわけですから、それを私たち民間とともに、いい方向に運営していけたらなと思っております。そうすることによって、現在、私どものところに、福祉課とか、先日は児童相談所から、「子どもは引き受けられますけど、犬は預かれません」とみたいなお話が来たりするんですね。そういうときにでも、そういうシェルターでうまく動物たちをお預かりしたり、高齢者の方が入院期間中お預かりするとか、そういうこともできていくんだらうなと。それはすでに盛り込んでいただいておりますけれども、官民一体となったシェルターが、民間の力のあるヨーロッパとかアメリカと違って、日本型のよいシェルターの見本を東京でつくれたらなと思っております。

会長 ありがとうございます。

委員 許可制の問題が出ておりますけれども、最終的には許可制という方向になるのは、たとえば許可制を世界で初めてとったのは英国で、1951年だったと思っておりますが、最終の目的は許可制のほうがいいと思っておりますが、それに至るまでいろんな問題が山積しておりますので、そういうのを一つひとつ片づけながら、ある程度時間をかけて、やるならばやっていただきたいと考えております。あとは後ほど述べますけれども。

会長 副会長、いかがでしょうか。

副会長 まず最初に「リスプラン」からですが、大変いい基本計画を東京都がつけられたのではないかと思います。特に東京都の役割の一つに、地方自治体の中でも最大の自治体ですので、ほかの自治体の見本になるようなものをつくれるという一つの役割があるので、はないかと思うんですけども、それを見事に達成されたとは思いますが、実際にこうい

う基本計画ができて、あるいは法律が制定されても、どの程度、それがみんなのものになるかということ、これが非常に重要なことだろうと思います。たとえば身体障害者補助犬法が2002年10月に施行された。成立したのはたしか5月ごろだったと思いますけど、それからちょうど1年ぐらいたってアンケートを実施したところ、盲導犬、介助犬、聴導犬という三種の犬を総称して身体障害者補助犬と言うんだということを知っている人と知らない人とどちらが多いかといいますと、知らない人が49.7%で、知っている人が46%ですので、依然として知らないという人が多いわけですね。法律が施行されて1年たってもそうだとことを考えるならば、計画をつくって、もちろん、この計画に従って、都としては最大限の努力をされるんでしょうけれども、多くの都民の方々にこれを知っていただく工夫が、これから大変望まれるのではないかなと思います。

会長 この答申内容その他、都民に広くPRをすることが必要だというご意見をいただきました。ありがとうございます。今日は、先ほどこの答申案の決定をいただきましたので、この答申に関しては最後の審議会になります。そこで、ほかに、この際何かご意見があればおっしゃっていただきたいと思います。

委員 大変立派な答申ができたと思っています。ただ、現実的には、これからどうやってそれを都民の皆さんに知らせて実行していくかが一番大切なことだとは思っていますが、その中で特に、この中にも盛り込まれておりますけれども、学校の動物に関するところも、現実的にはかなり予算がないという問題があって、飼料自体も十分に与えられていないような状況があるという現実を踏まえながら、そちらの関係にも、ぜひ強力に、答申を踏まえてアプローチをしていただければと思っております。

会長 ありがとうございます。

委員 会議が始まる前に、都の職員の方に、今度の答申案はものすごくいいんじゃないかということをお願いしたんです。それで、会議が始まって、委員から非常にお褒めの言葉が出ましたので、先を越されたなという感じがするんですけども、言いたいことは、適正飼養の講習会を、都の規模でもっとふやしていただきたいということですね。それで、動物取扱業者は往々にしてマスコミその他で取り上げられるんですけども、昔は、もともと好きな人が動物取扱業者になっていたわけです。最近は損得でこの仕事に入ったという人もわりあい多いようなんですけれども、結局、彼らがいまジレンマに陥っているのは、動物愛護という言葉は、彼らもよく理解しているわけですね。理解しているんですけど、たとえば非常に過激な愛護団体からときどきつる上げられることがあるわけです。たとえば数年前の動物愛護週間に、上野の不忍池でイベントをやりました。そのときに動物を展示して、飼い方とかそういうものをそこでやったわけですが、そのときに尾長鶏という鳥が、これは四国が本場ですけども、これを展示していたところ、「こういう場所でこういうものを展示して、君たちは何だ」ということでものすごくとちめられたわけですね。尾長鶏はいま絶滅の危機に瀕しているわけです。こういう人たちが、絶滅しないように一生懸命努力してやっているわけですから、そういうことも酌んでいただきたい。そういうことが往々にして起きるものですから、愛護という問題を素直に受け入れられないという気持ちも、心の片隅にあるような気がします。ですから、こういう方面の教育といいますか、都の獣医師の方とかいろんな方が、適正飼養とかそういうものの指導、それから動物愛護の本当のあり方をよく指導していただいて、年1回の講習会ではなくて、2回以上の講習会をやっていただくことは非常に必要だろうと思っております。最終的に、動物愛護と適正飼養の普及ということは、たとえば都の係の方とか、ここにいるわずかな人たちとか、そういう人たちだけでは絶対やれませんので、全国的な規模で、これを市民の間に浸透させるためには、やっぱり最前線にいる人たちをよく把握して、その人たちをよくりードして、それで官民一体となってやっていただくということが一番大切だろうと思っております。

会長 ありがとうございます。委員の皆様方から大変貴重な数々のご意見をいただきまして

感謝いたします。それではこれより、当審議会を代表いたしまして、私から平井健康局長へ答申書をお渡ししたいと思います。

< 答申書手交 >

会長 平成15年8月7日付15健地衛第318号により、当審議会に対して諮問された標記の件について、別紙のとおり答申します。なお、本計画に掲げる「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現のために、都をはじめ、関係する団体などが、さらに御尽力されるよう本審議会の意見として付け加えます。

健康局長 どうもありがとうございました。

会長 ただいま局長に答申書をお渡しいたしました。委員の皆様方のご尽力によりまして、本日、答申を行なうことができました。大変ありがとうございました。それでは、ここで平井局長より一言ごあいさつをいただきたいと思います。

健康局長挨拶

ただいま関会長から答申をいただきました。

委員の皆様方には、豊かな学識やご経験を生かしていただきまして、さまざまな視点から集中的なご審議をいただき、心から御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

動物の愛護行政につきましては、人々の関心が非常に高い反面、たとえば飼い主などの知識不足あるいは責任感の欠如など、基本的、基礎的な課題もいまだに往々にして指摘されているときがございまして、私ども、さらに粘り強い地味な取り組みが必要なものと考えております。

本審議会におきましては、これまでも、飼い主のいないねこのモデルプランの構築、あるいは動物取扱業の登録制の導入など、意義のある施策が提言されまして、さまざまな形で具体化させていただいてきております。

本日いただきました答申は、都の動物愛護推進に関する初めての、基本的かつ総合的な計画でございます。

施策の推進に当たりましては、飼い主をはじめ、都、区市町村あるいは事業者、民間団体などの役割分担の明確化と協働体制の整備、さらに適正飼養の推進、あるいは健康危機管理対策の充実という三つの施策を柱といたしまして、「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」という大きな課題に取り組んでいく上で重要なよりどころとなるものでございます。今後、答申内容の実現に向けて工夫、努力してまいりたいと考えております。

終わりに当たりまして、委員の皆様方のご尽力に重ねて感謝を申し上げますとともに、引き続きのご指導、ご支援を心からお願いする次第でございます。

本日はどうもありがとうございました。

会長 動物愛護の課題というものは、いつの時代でも社会の関心が強く、国民の意識も変化しております。私も個人的に欧米を旅行することが多かったんですが、一つ感じましたのは動物愛護の精神ですね。人と動物とのつながり、むしろ社会の一員として遇されているような密接な関係に大変感銘を受けております。わが国においてはそのへんちょっと、人と動物との関係が疎遠だというような感じがしますが、やはり先ほど申し上げましたように、国民の意識も変わってまいりまして、法令の題名も「動物の管理」から「動物の愛護」と変わってきたとともに内容も充実してまいりました。これは社会の意識の変化の反映ではないかと思えます。法の改正の見直しも間近に迫っておりますことや、平成14年の条例改正に伴う今回の動物愛護推進に向けた長期計画の策定も、そういうふうな傾向を反映しまして、大きな転換の時代を象徴するものではないかと思えます。その中で、先ほどからご指摘がありましたように、このようにレベルが高く、また、充実した内容の計画策定の答申を出すことができたということは、各分野を代表されます識見の高い委員の皆様及

び事務局の大変な努力の賜物であると考えます。この機会にいま一度改めて御礼を申し上げます。つきましては、東京都におきます動物愛護の推進と発展のために、本計画を決して形骸化することなく答申内容の実現と着実な遂行にご努力をいただきたいと思えます。それでは、これもちまして本審議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

(午後 3時 45分閉会)